

白岡市建設工事等指名競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 白岡市が発注する建設工事の請負、製造の請負、製品等の買入れ及び調査、設計、測量等の業務委託（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(指名の取消)

第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しなくなったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札参加の指名を取り消す。

第3条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、工事等を故意に粗悪にし、又は品質若しくは数量に関して、不正行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札)

第4条 入札参加者は、白岡市建設工事標準請負契約約款又は白岡市標準業務委託契約約款又は白岡市調査設計業務委託契約約款若しくは白岡市施工管理業務委託契約約款並びに設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明

に対する質問回答書をいう。以下同じ。)並びに白岡市建設工事等指名競争入札参加者心得及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札を行わなければならない。この場合において疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札は、指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名の上、封筒に入れて提出しなければならない。
- 4 入札は、入札者が見積った金額から消費税及び地方消費税を除いた額により行わなければならない。ただし、指名通知において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。
- 6 入札参加者は、指名通知により、入札金額見積内訳書の提出を求められたときは、指示に従い提出しなければならない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号に定めるところにより、その旨を申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、前項に定める行為を行っていない旨を記した書面を求められたときは、直ちに提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

第9条 開札は入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (5) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (6) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 指名通知に示す事項に反した入札

(落札者の決定)

第11条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とし、その場でその旨を発表し、後日落札者に通知する。ただし、調査、設計、測量に関する業務委託においては、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

(くじによる落札者の決定)

第12条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに

当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第 13 条 開札した結果、落車者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、1 回とする。

- 3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者に限る。ただし、初度入札において最低制限価格未満の価格の入札、無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。

(契約書等の提出)

第 14 条 落札者は、第 11 条第 1 項の通知を受けた日から 7 日以内に、建設工事請負契約書（案）又は業務委託契約書（案）若しくはその他契約書（案）に記名押印の上、白岡市建設工事標準請負契約約款又は白岡市標準業務委託契約約款又は白岡市調査設計業務委託契約約款若しくは白岡市施工管理業務委託契約約款並びに設計図書並びに白岡市建設工事等指名競争入札参加者心得及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第 15 条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決を要する契約)

第 16 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年白岡町条例第 6 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決後に本契約を締結する。この場合において、議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

(異議の申立)

第 17 条 入札参加者は、入札後、白岡市建設工事等指名競争入札参加者心得、契約書（案）、設計図書、現場等についての不明を理由にして、異議を申し立

てることはできない。